

私立学校法施行細則をここに公布する。

私立学校法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則については、私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)の実施のため、私立学校法施行令(昭和25年政令第313号。以下「政令」という。)及び私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号。以下「省令」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(寄附行為の認可の申請)

第2条 法第30条第1項の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、学校法人寄附行為認可申請書(第1号様式)に、省令第2条第1項第1号並びに第3号から第5号までに掲げる書類に学校法人の設置する私立学校、私立専修学校及び私立各種学校(以下「私立学校等」という。)の学則を添えて当該私立学校等を開設しようとする年度(以下「開設年度」という。)の前々年度の3月31日までに知事に提出するものとする。

2 前項の申請をした者は、省令第2条第2項第1号から第7号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を開設年度の前年度の6月30日までに提出するものとする。

(1) 負債を予定する場合は、法人全体の負債償還計画書(第2号様式)

(2) 学生生徒等納付金調書(第3号様式)

3 知事は、第1項の申請があった場合には、沖縄県私立学校審議会に諮問し、答申を受けた上で、開設年度の前年度の3月31日までに認可の可否を決定し、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

(寄附行為の補充の請求)

第3条 法第32条第1項の規定による寄附行為の補充についての利害関係人の請求は、寄附行為補充請求書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 補充しようとする事項を記載した書類

(2) 請求者と設立者との関係を記載した書類

(寄附行為変更の認可の申請)

第4条 法第45条の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、学校法人寄附行為変更認可申請書(第5号様式)に省令第4条第1項第1号に掲げる書類及び次に掲げる書類のほか、同条第5項、第8項、第9項及び第11項に定める書類を添えてしなければならない。

(1) 変更後の寄附行為

(2) 学校法人の沿革その他参考となる書類

(3) 当該申請に係る寄附行為の変更が省令第4条第5項に規定する場合に係るもの場合にあっては、新たに設置する私立学校等の学則及び第5条第2項各号に掲げる書類

2 省令第4条第5項に規定する所轄庁の定める日は、新たに私立学校等を設置し、又は設置している私立学校等に新たに課程、学科若しくは部を設置しようとする年度の前々年度の3月31日とする。

3 第2条第3項の規定は、省令第4条第5項に規定する場合に係る寄附行為の変更の申請について準用する。

(解散の認可等の申請)

第5条 法第50条第2項の規定による学校法人の解散についての認可又は認定の申請は、学校法人解散認可申請書(第6号様式)に省令第5条第1項第1号から第4号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 過去2年の収支決算書

(3) 学校法人の沿革その他の参考となる書類

(解散の届出)

第6条 法第50条第4項の規定による学校法人の解散についての届出は、学校法人解散届(第7号様式)によってしなければならない。

(合併の認可の申請)

第7条 法第52条第2項の規定による学校法人の合併についての認可の申請は、学校法人合併認可申請書(第8号様式)に省令第6条第1項第1号から第9号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 合併前の各学校法人の寄附行為
- (2) 合併前の各学校法人の沿革その他の参考となる書類
(清算中に就職した清算人の届出)

第8条 法第58条において準用する民法(明治29年法律第89号)第77条第2項の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、清算中に就職した清算人届(第9号様式)に清算人に係る登記事項証明書を添えてしなければならない。

(清算終了の届出)

第9条 法第58条において準用する民法第83条の規定による清算人がする清算終了についての届出は、清算終了届(第10号様式)によってしなければならない。

(準学校法人への準用)

第10条 第2条から前条までの規定は、法第64条第5項において準用する法第3章の規定に基づいてする準学校法人に係る申請、請求及び届出の手續について準用する。

(組織変更の認可の申請)

第11条 法第64条第6項の規定による学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となることについての認可の申請は、学校法人組織変更認可申請書(第11号様式)に、省令第9条第1項各号に掲げる書類、省令第2条第1項第4号、同条第2項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる書類並びに省令第4条第3項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 組織変更後の学校法人の設置する私立学校の学則
- (3) 当該学校法人又は準学校法人の沿革その他の参考となる書類

(登記の届出)

第12条 政令第1条第1項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令(昭和39年政令第29号)の規定により登記をしたことについての届出は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に掲げる届出書に当該登記に係る登記事項証明書を添えてしなければならない。

- (1) 組合等登記令第3条の規定による学校法人の設立の登記をした旨の届出 設立登記済届(第12号様式)
- (2) 組合等登記令第4条の規定による従たる事務所の新設登記をした旨の届出 従たる事務所の新設登記済届(第13号様式)
- (3) 組合等登記令第5条の規定による事務所の移転登記をした旨の届出 事務所の移転登記済届(第14号様式)
- (4) 組合等登記令第6条の規定による変更登記をした旨の届出 次に掲げる届出書
 - ア 目的変更登記済届(第15号様式)
 - イ 名称変更登記済届(第16号様式)
 - ウ 解散の事由変更登記済届(第17号様式)
 - エ 資産総額の変更登記済届(第18号様式)
 - オ 代表権を有する者の変更登記済届(第19号様式)

(役員就任等の届出)

第13条 政令第1条第1項の規定による学校法人又は準学校法人の届出は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に掲げる届出書を提出しなければならない。

- (1) 理事又は監事が就任したときの届出 役員就任届(第20号様式)
- (2) 理事又は監事が退任したときの届出 役員退任届(第21号様式)
- (3) 理事(理事長を除く。以下この号において同じ。)が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなったとき、及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときの届出 理事長職務の代理者開始(終了)届(第22号様式)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 第1号様式
(第2条関係)
- 第2号様式
(第2条関係)
- 第3号様式
(第2条関係)
- 第4号様式
(第3条関係)
- 第5号様式
(第4条関係)
- 第6号様式
(第5条関係)
- 第7号様式
(第6条関係)
- 第8号様式
(第7条関係)
- 第9号様式
(第8条関係)
- 第10号様式
(第9条関係)
- 第11号様式
(第11条関係)
- 第12号様式
(第12条関係)
- 第13号様式
(第12条関係)
- 第14号様式
(第12条関係)
- 第15号様式
(第12条関係)
- 第16号様式
(第12条関係)
- 第17号様式
(第12条関係)
- 第18号様式
(第12条関係)
- 第19号様式
(第12条関係)
- 第20号様式
(第13条関係)
- 第21号様式
(第13条関係)
- 第22号様式
(第13条関係)